

「三位一体改革」に対する意見書 反対討論（要旨）

2003 年 5 月臨時議会

2003/5/16

ただいま「三位一体改革」に対する意見書案が提案されましたが、この「三位一体の改革」とは、地方への財源保障制度を崩すものであるという立場にたち、この意見書案に、反対し、討論いたします。

地方自治体への国庫補助負担金は、61.2%が社会保障関係費、18.1%が文教科学振興費によって占められているように、大半は福祉や教育にかかるものです。しかも、これらは「地方財政法」第10条にあるように「国が進んで経費を負担する必要がある」とされたものであり、これらの国庫補助負担金の廃止・縮減は、国の責任放棄につながるものです。

また、地方交付税は、「地方自治の本旨」を実現し、「地方団体の独立性の強化」を目的としており、地方自治体間の税収のアンバランスを調整する機能とともに、全国どこでも標準的な行政水準を財政的に保障するという機能を果たしております。

本意見書案では「国庫補助負担金と地方交付税の削減が地方の切捨てと言わざるを得ない」と、指摘をしながらも、これに加えて国から地方への税源移譲を含み「三位一体の改革」を進めるよう要望しており、税源移譲があれば国庫補助負担金と地方交付税の削減は、いたしかたないという立場をとっています。

この税源移譲問題について、小泉首相は昨年5月21日の経済財政諮問会議で、「1～2年か、2～3年で地方交付税を見直す。財源を地方に移す。」と発言するだけでなく、「(地方間の)格差が出てあたりまえだ。」とも発言しています。これは、国から地方への税源移譲の結果、自治体の税収に格差が生じることを当然視し、財源保障機能によって格差是正の機能を果たす交付税の役割の後退を認めた考え方です。

そもそも、現在の地方財政悪化の最大の原因は、橋本内閣当時のゼネコン型公共事業の地方への押し付け、消費税増税、9兆円の国民負担増を強行した経済失策に加え、景気の悪化による地方税の減収および、国税の減収に伴う地方交付税法定5税分の減少というまさに、小泉経済失政にあります。

現在の地方財政悪化の状態を解決し、意見書案にあるように「過疎・高齢化に対応した施策や社会生活基盤の整備・充実」を図るためには「三位一体改革」ではなく、小泉経済失政を転換し、地方財源保障制度を堅持させることこそ求められていると考えます。

よって、この意見書案には反対するものです。

以上をもちまして、討論いたします。